

中間前金払制度導入のお知らせ

1. 中間前金払とは

取手地方広域下水道組合の建設工事では、請負代金額300万円以上の土木建築に関する工事について10分の4以内の前金払の請求ができることになっています。さらに工事の中間段階に一定の要件を満たせば、10分の2まで前金払を追加して請求できます。この制度を中間前金払制度といいます。

※建設コンサルタント業務については、中間前金払はありません。

2. 中間前払金の対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する取手地方広域下水道組合発注工事であって、当該工事の請負代金額が500万円以上のものになります。

なお、当初の前払金を受領していることが必要です。

また、継続費又は債務負担行為に係る契約にあつては、各年度の年割額又は予算額に相当する部分の請負代金額について対象とします。

3. 中間前払金の請求可能な要件

以下の要件すべて満たしていることが必要です。

- 工期の2分の1を経過していること。(但し、特記仕様書において、工期に関する条件明示を行っている場合は、明示した工期の1/2を経過すること。)
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

※中間前金払を受けた後に、部分払の請求を行うことはできますが、部分払を受けた後に、中間前金払の請求を行うことは出来ません。

4. 中間前金払の事務手続き

- ①工事請負者は中間前金払認定申請書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)及び実施工程が確認できる資料(予定工程表に実施工程を記入したもの等)を添付し工事主管課に申請。
- ②工事主管課は、申請受理後7日以内に認定要件を満たしているか審査し、中間前金払認定(非認定)通知書(様式第3号)により工事請負者に審査結果を通知する。
- ③認定された工事請負者は保証事業会社に中間前払金保証申込手続きを行う。

④工事請負者は、中間前払金保証書を契約担当課へ、工事主管課へ請求書を提出する。

⑤工事主管課は、請求のあった日から14日以内に支払う。

5. 請負金額が変更（増額・減額）された場合

○中間前金払の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ当初の前金払との合計が10分の6以内となります。

①【増額】変更の場合

当初請負代金額	21,600,000円（税込）
増額変更	1,620,000円（税込）
受領済前金払額	8,640,000円（税込）

$$23,220,000円 \times 20\% = 4,644,000円$$

$$4,644,000円 + 8,640,000円 = 13,284,000円$$

$$23,220,000円 \times 60\% = 13,932,000円$$

$$13,284,000円 < 13,932,000円$$

中間前金払請求可能額 4,640,000円

この場合、変更後請負代金額の20%の金額と受領済前金払金額の合計額が変更後請負代金額の60%の金額を超えていないので、変更後請負代金額の20%の額が中間前金払の額となります。

②【減額】変更の場合

当初請負代金額	21,600,000円（税込）
減額変更	1,620,000円（税込）
受領済前金払額	8,640,000円（税込）

$$19,980,000円 \times 20\% = 3,996,000円$$

$$3,996,000円 + 8,640,000円 = 12,636,000円$$

$$19,980,000円 \times 60\% = 11,988,000円$$

$$12,636,000円 > 11,988,000円$$

$$11,988,000円 - 8,640,000円 = 3,348,000円$$

中間前金払請求可能額 3,340,000円

この場合、変更後請負代金額の20%の金額と受領済前金払金額の合計額が変更後請負代金額の60%の金額を超えているため、変更後請負代金額の60%の金額から受領済前金払金額を差し引いた額が中間前金払の額となります。

6. 変更契約により履行期間が延長となった場合
履行期間が延長となった場合、変更後の工期の2分の1を経過することが要件となります。